

別紙

1 要介護（要支援）状態の利用者に対する保険給付範囲外のサービスについて

通所介護の提供におきましては、通所介護の人員、設備、運営の基準において「利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう及び介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行わなければならない。」とされており、また、「居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならない。」とされています。

これは、**要介護（要支援）状態の利用者に対して行う通所介護は、適切なアセスメントの実施及び通所介護計画に沿って行う必要があることを示しており、保険給付範囲外のサービスの対象者とすることを想定しておりません。**

初めて通所介護を利用する利用者など、通所介護への理解や適応などに時間がかかる方への対応につきましては、サービス担当者会議等において提供時間の設定を十分に勘案するなど（徐々に通所介護の時間を増やすなど）し、適切な居宅介護（介護予防）支援計画及び通所介護計画に沿って通所介護を提供してください。

2 要介護（要支援）状態にない方に対する保険給付範囲外のサービスについて

要介護（要支援）状態にない方に対して、将来、通所介護の利用の選択に資することを目的として提供する保険給付範囲外のサービスにつきましては、介護保険の通所介護事業とは別の事業として明確に区分し、次のような方法により別の料金設定において実施してください。

- (1) 利用者へ、保険給付範囲外のサービスが通所介護の事業とは別事業であることを説明し理解を得ること。
- (2) 保険給付範囲外のサービスの目的、運営方針、利用料等が、通所介護の運営規定とは別に定められていること。
- (3) 保険給付範囲外のサービスの事業に係る会計が通所介護の事業の会計と区分されていること。

以上の他、次の内容を遵守ください。

- (1) 通所介護提供時間中に保険給付範囲外のサービス契約者を受け入れる際は、通所介護サービス提供の水準を確保するため、通所介護利用者と保険給付範囲外のサービス利用者の合計人数に対して指定通所介護サービスの人員配置、設備基準を満たすとともに、当該保険給付範囲外のサービスを含めて利用定員を超えてサービスの提供

を行ってはならない。(例えば、指定通所介護サービスと保険給付範囲外のサービスの利用者を合わせて定員が超過した場合は指導の対象となります。)

(2) 保険給付範囲外のサービスを実施する場合は、「さいたま市指定居宅（介護予防）サービスの人員、設備及び運営等に関する条例」に準じて行うとともに、事故発生時の対応、賠償等について整備すること。